

平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者名 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号：3782)
問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉
電話番号 0 5 2 - 9 5 5 - 5 7 2 0
(URL <http://www.dds.co.jp>)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本件スキーム」又は「本信託」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 28 年 6 月 16 日
(2)	発行新株予約権数	10,757 個
(3)	発 行 価 額	2,151,400 円（新株予約権 1 個につき 200 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	1,075,700 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資金調達の額	333,467,000 円（差引手取概算額：322,967,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,151,400 円 新株予約権行使による調達額：331,315,600 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 308 円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	前田 勝昭（以下、「受託者」といいます。）に対して第三者割当の方法によって行います
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役（ただし、既に当社発行に係る新株予約権を保有する者は除きます。）及び従業員（正社員、契約社員、嘱託社員を含みますが、派遣社員、アルバイトは除きます。以下、「当社役職員」といいます。）の結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 また、本件スキームを活用することにより、一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いたインセンティブプランとは異なり、本新株予約権の分配時点までの期間にお

		<p>ける当社役職員ごとの業績貢献に対する評価を基に、当該分配時点で本新株予約権の分配の多寡を決定することが可能となります。これは同時に、将来採用された当社役職員に対しても、入社後から分配時点までの当社への業績貢献により、新株予約権発行前から当社に所属する当社役職員と同様に、予め定めたストックオプションの付与マニュアル（以下「付与マニュアル」といいます。）に従って新株予約権を分配することを可能とするものです。これにより、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、新株予約権獲得のための業績貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できることが期待されます。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><主な行使条件></p> <p>① 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>② 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成30年12月期から平成32年12月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の経常利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(a) 300百万円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち30%</p> <p style="padding-left: 40px;">(b) 500百万円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち60%</p> <p style="padding-left: 40px;">(c) 700百万円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%</p> <p>③ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は当社の関係会社の当社取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。</p> <p>④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とす</p>
--	--	--

		る。
--	--	----

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<目的及び理由>

当社代表取締役社長である三吉野健滋は、三吉野健滋個人（以下「本委託者」といいます。）から当社の現在及び将来の当社の取締役（ただし、三吉野健滋を含む、既に当社発行に係る新株予約権を保有する者は除きます。）及び当社従業員（正社員、契約社員、嘱託社員を含みますが、派遣社員、アルバイトは除きます。該当する取締役と併せて以下「当社役職員」といいます。）に対して、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、割当予定先である前田勝昭（以下「本受託者」といいます。）との間で、時価発行新株予約権信託に係る信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施します。

本信託契約は、本委託者がある手許資金を本受託者に対して信託した後、本受託者が本信託契約の定めに従って、その資金を用いて、当社が平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会決議に基づき発行する本新株予約権合計 10,757 個の払込みを行うというものです。

そして、このようにして本受託者が取得した本新株予約権 10,757 個のうち 10,157 個については、予め定めた新株予約権付与マニュアル（以下「付与マニュアル」といいます。）に基づき、上記取締役を除いた当社役職員を対象として、平成 28 年 12 月期から平成 31 年 12 月期までの事業年度（以下「業績評価期間」といいます。）中の個別の職責と業績評価に応じて信託期間満了日に比例按分して分配されることとされており、また、残余の 600 個については、業績評価期間中の事業年度毎（合計 4 回）において当社業績に特に貢献したと認められる当社従業員を対象に、1 セット 30 個のボーナスパッケージ 20 セットを用意し、信託期間満了日に分配することとされており、

このように、当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、将来の当社役職員ごとの業績貢献に対する評価等をもとに、本新株予約権の付与対象者と付与対象者ごとの付与個数を予め定める付与マニュアルに従って、定められた将来の分配時期において決定することを可能とする点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いた従来のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならなかったり、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になったりするなどといった課題がありました。これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、業績評価期間中の当社役職員の業績等に応じて、将来的に分配することが可能であり、①業績貢献度に応じた報酬配分としてより公平に機能することが期待されるとともに、②将来採用された当社役職員に対しても同時に本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員で分配することになるため、より一層業績貢献に向けた意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、それ自体に業績達成条件が設定されており、経常利益に関する 3 段階（3 億円、5 億円、7 億円）の業績目標を定めることで、業績達成条件の対象期間である平成 30 年 12 月期から平成 32 年 12 月期における当社役職員の業績達成意欲の向上をさらに図ることができるように設計されています。仮に当該業績達成条件を平成 31 年 12 月期までに成功裡に達成した場合、かかる条件の成就により行使可能性がより確実となった本新株予約権について、当社役職員それぞれが自らの獲得個数拡大のため業績貢献意欲をよりいっそう高める副次的な効果も期待できるため、本インセンティブプランを採用することは、全社的な業績向上に向けての強力なインセン

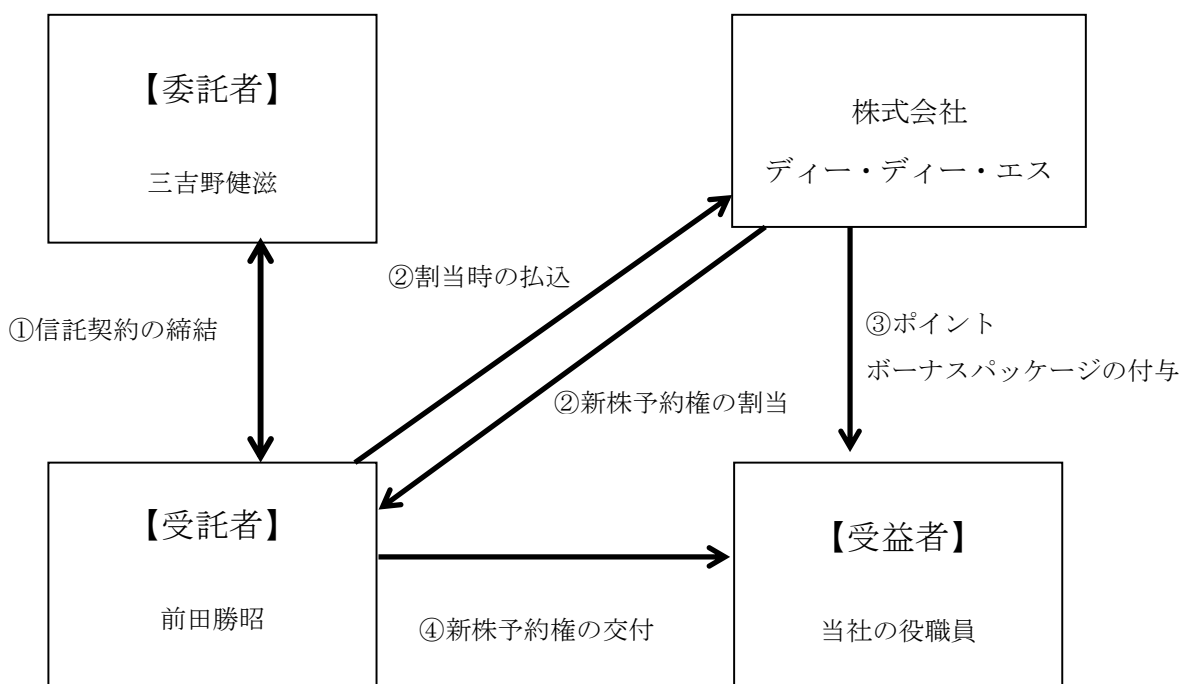
タイプとして機能するものと期待されます。

なお、本新株予約権の分配を受けることとなった当社役職員は、当社との間で「新株予約権の取扱いに関する契約（仮称）」を締結することや、反社会的勢力でないことの確認書を差し入れること等といった受益者適格要件を満たした上で、受益者としての本新株予約権の分配を受けることになります。そして、本新株予約権の分配を受けた当社役職員は、本新株予約権の発行要項及び当該契約の内容に従って、各自の保有する本新株予約権を行使することができます。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託に係る信託契約
委託者	三吉野 健滋
受託者	前田 勝昭
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後一定の手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日 （信託期間開始日）	平成 28 年 6 月 8 日
信託期間満了日	平成 32 年 3 月 31 日又は本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	本新株予約権を受益者に給付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	委託者および平成 28 年 5 月 31 日時点でストックオプションを保有している役員を除いた平成 32 年 3 月 31 日現在の当社役職員のうち、本信託契約に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、付与マニュアルに基づき、将来時点において受益者として確定した者を受益者とし、個々に本新株予約権の交付数量を確定させます。 なお、交付のための基準は、平成 28 年 6 月 8 日付で定められた当該マニュアルに規定されており、その内容は、上記<目的および理由>記載の通りです。

<本件スキームの概要図>



- ① 本委託者である三吉野健滋が本受託者である前田勝昭との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、本信託についての信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本信託は、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、本受託者である前田勝昭は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、本新株予約権を当社から引き受けます。なお、本新株予約権の引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 信託期間中、当社役職員は、受益候補者として、付与マニュアルに従い、業績評価期間中の事業年度毎に、①個々人の職責と業績評価に基づく新株予約権獲得ポイントと、②（会社業績への特別な貢献が認められた場合に限って）新株予約権の分配を追加で受けられる資格（ボーナスパッケージをもらう権利）を付与されます。
- ④ 本信託の信託期間満了時に、付与マニュアルより獲得したポイント数及び追加分配を受ける資格の有無に応じて、本信託が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※信託期間中に本受託者が万一死亡した場合、信託法第 62 条に基づき、信託管理人と本委託者の合意により新たな受託者が選任されます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
333,467,000	10,500,000	322,967,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(2,151,400円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(331,315,600円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プルートラス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値308円/株、株価変動性(ボラティリティ)103.23%、配当利回り0%、無リスク利率 Δ 0.204%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額308円/株、満期までの期間8年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施した結果、200円(1株当たり2円)となりました。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である200円(1株当たり2円)に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成28年5月30日)の東京証券取引所における普通取引の終値308円を参考として、当該終値と同額の1株308円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,075,700株(議決権数10,757個)であり、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数35,859,300株(議決権数358,565個)を分母とする希薄化率は3.00%(議決権の総数に対する割合は3.00%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 1,075,700 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 384,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	前田 勝昭	
住所	愛知県名古屋市中種区	
職業の内容	前田勝昭公認会計士事務所所長、会社役員	
上場会社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の税務顧問であり、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っており、当社の税務申告を行っております。

(注) 1. 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成 28 年 5 月 31 日現在のものです。

2. 当社は、前田勝昭から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先である前田勝昭が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都千代田区神田駿河台三丁目 2 番 1 号、代表取締役社長荒川一枝）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本委託者指定に係る本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である前田勝昭の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者は、当社の創業以来からの税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足りると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、本委託者指定に係る本受託者を割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である前田勝昭は、本信託契約及び付与マニュアルに従い、本新株予約権を、信託期間満了日（平成 32 年 3 月 31 日）までの間、保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者から信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨及び委託者個人資産として当初信託金を十分に保有している旨については、本信託契約の締結前提で、既に委託者へ証拠金として振込を完了しており、受託者の預金通帳の写しにより確認を行っております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 12 月 31 日）		募集後	
カブドットコム証券株式会社	3.73%	カブドットコム証券株式会社	3.62%
三吉野 健滋	2.77%	三吉野 健滋	2.69%
服部 幸正	1.04%	服部 幸正	1.01%
株式会社 S B I 証券	0.96%	株式会社 S B I 証券	0.93%
徳田 昌彦	0.93%	徳田 昌彦	0.90%
福島 常吉	0.80%	福島 常吉	0.78%
松井証券株式会社	0.76%	松井証券株式会社	0.74%
四元 秀一	0.60%	四元 秀一	0.58%
竹川 雄一	0.57%	竹川 雄一	0.55%
サン・クロレラ販売株式会社	0.56%	サン・クロレラ販売株式会社	0.54%
株式会社サン・クロレラ	0.56%	株式会社サン・クロレラ	0.54%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 27 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 募集後の保有比率は、「平成 27 年 12 月 31 日現在の所有議決権数」を、「平成 27 年 12 月 31 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数」で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である前田勝昭は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は、本信託契約及び本マニュアルに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には含めておりません。
5. 現時点において、割当予定先である前田勝昭より本新株予約権の交付を受ける受益者が存在しないことから、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には含めておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 28 年 2 月 12 日に発表いたしました平成 28 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
売上高	530 百万円	611 百万円	605 百万円
営業利益	△245 百万円	△339 百万円	△560 百万円
経常利益	△257 百万円	△192 百万円	△513 百万円
当期純利益	△296 百万円	△100 百万円	△550 百万円
1 株当たり当期純利益	△9.44 円	△3.04 円	△15.70 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円
1 株当たり純資産	17.41 円	46.52 円	33.67 円

(注) 平成 25 年 12 月 26 日付で当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第 1 位を四捨五入して当該数値を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	36,059,300 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,316,000 株	14.74%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始 値	51 円	371 円	599 円
高 値	1,480 円	1,899 円	865 円
安 値	51 円	201 円	320 円
終 値	373 円	595 円	425 円

(注) 平成 26 年 1 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第 1 位を四捨五入して当該数値を算出しております。

② 最近 6 か月間の状況

	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始 値	518 円	423 円	345 円	312 円	316 円	291 円
高 値	527 円	468 円	406 円	362 円	334 円	320 円
安 値	349 円	328 円	254 円	296 円	286 円	284 円
終 値	425 円	344 円	315 円	318 円	296 円	308 円

(注) 平成 28 年 5 月の株価については、平成 28 年 5 月 30 日現在で表示しております。

② 発行決議日前日における株価

平成 28 年 5 月 30 日	
始 値	307 円
高 値	313 円
安 値	306 円
終 値	308 円

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 9 月 19 日
調 達 資 金 の 額	1,967,425,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	125,000 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	311,753 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	25,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	336,753 株
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①長期未払金の支払い ②借入金の返済 ③バイオメトリクス事業の人材強化及び研究開発 ④外貨預金 ⑤運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 25 年 10 月～平成 27 年 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記調達資金については、当初の予定通り上記各資金使途に充当済みです。

(注) 平成 26 年 1 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割が行っております。行使価額、募集時における発行済株式総数、当該募集による発行株式数、募集後における発行済株式総数につきましては、当該株式分割前の募集時のものであります。

ディー・ディー・エス株式会社第7回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

10,757 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,075,700 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、200 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 308 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年4月1日から平成36年6月15日（但し、平成36年6月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。なお、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。
- ② 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成30年12月期から平成32年12月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の経常利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 300百万円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち30%
 - (b) 500百万円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち60%
 - (c) 700百万円を超過している場合
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- ③ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ④ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成28年6月16日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- （1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行

為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 28 年 6 月 16 日

以上